

(広報誌)

高裁なごや (High Court Nagoya) Vol. 5

平成18年10月1日発行



裁判員制度

平成21年5月までに、
はじまります。



もくじ

- 1 長官就任にあたって
～長官就任のごあいさつ～
- 2 裁判員制度ルポ
～模擬裁判レポート～
- 3 ほっとあぐる
～弁護士から裁判官へ～
- 4 裁判員制度広報映画のごあんない
～「評議」～
- 5 広報行事のごあんない

名古屋高等裁判所事務局総務課

〒460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1

TEL 052-203-0197

<http://www.courts.go.jp/nagoya-h/>

8月10日(木)午後6時30分から、名古屋高等裁判所第1号法廷において、裁判員制度広報用映画「評議」の上映会を開催しました。当日は、100人を超える方々にご参加いただき、「評議」上映後には、参加者の方々から、「裁判員に選任された際の手当は?」、「休暇の扱いは?」など多くの質問をいただきました。また、「評議においては裁判員が積極的に意見交換できる雰囲気作りに配慮すべき」など貴重なご意見も多数いただきました。

裁判所では、今後も「評議」の上映会を様々な場所で行う予定です。まだ「評議」をご覧になられていない方は、お近くで上映会が行われる際には是非ご参加ください。

※映画「評議」の内容などについては5ページをご覧ください。

1 長官就任にあたって

長官就任のごあいさつ



この10年ほどの間、わが国の司法は大きな変化に直面してきました。経済活動の変動に伴い、破産事件、執行事件、消費者金融関係事件など、これまで裁判所で取り扱われていた事件が量的に増加しただけでなく、企業買収、株価操作等の株式取引に関する問題、あるいはプロ野球球団の買収といった社会的、経済的に大きな影響を及ぼす問題が裁判所に提起されることも少なくありません。さらには、家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス）事件への対処、罪を犯した精神障害者への医療措置など新しい問題についても法律によって裁判所が取り扱うこととされました。世の中の複雑化、過密化、国際化に伴って生じる利害の衝突を、適切なルールに従って公平に解決してもらいたいという要望が強まってくるのは当然のことと思います。また、裁判の内容についても、それぞれの紛争の実態や、専門的な知識を正確に理解していることが必要とされるなど、これまで以上に高い水準が求められています。このような時代の要請をきちんと受け止め、国民が利用しやすく、また、信頼される裁判所となるよう努めていきたいと思ひます。

裁判員制の実施が近づいてきました。国民の積極的な協力がなければ実現できない制度ですので、少しでもその負担が少なく、また参加した国民が充実感を持てるような制度になるよういろいろな工夫をしていくことが必要です。地域の職業、生活の実態、社会環境などを考慮して無理のないスタートができるよう努力したいと思ひます。

(名古屋高等裁判所長官 竹崎博允)

2 裁判員制度ルポ

模擬裁判レポート

5月24日（水）名古屋高等裁判所において、憲法週間行事として、海部津島女性の会の方々、滝高等学校の生徒さんに参加していただき、強盗致傷事件の模擬裁判を行いました。当日は、模擬審理を行った後、3班に別れ、裁判官、検察官、弁護士のうちから一人が裁判長役として参加の上、模擬評議を行いました。いずれの班でも、参加者のみなさんが自身の意見を述べ、他の人の意見を聞き、活発な議論が行われ、結論が導き出されていました。アンケートなどによると裁判員裁判への参加にあたり、「判断が難しそう」と思われている国民の方が多いようですが、今回の模擬評議の参加者の方々には、裁判の判断をすることが他の裁判員や裁判官全員との共同作業であり、一人で判断しなければならないわけではないことを感じていただけたのではないかと思います。

模擬評議に参加しての感想

話し合いは、思っていたより自由に言いたいことを言える雰囲気だった。本当の裁判であれば、もっと長く評議しなければならない点もあったが、問題をいろんな視点からつきつめていく過程で、たくさんの解釈を聞くことができ参考になった。ただ、その中で自分の意見をまとめるのは難しかった。

真剣に評議をする滝高等学校の生徒さん



模擬評議に参加して

今回の模擬裁判に裁判長役として参加し、審理後に滝高校の皆さんと一緒に評議を行いました。実際に審理・評議を体験してもらうことにより、刑事裁判の手続が、特別な知識や経験を必要とする難しいものではなく、証拠を一つ一つ丁寧に検討して、事実到達するプロセスであるということを理解してもらえたのではないかと思います。評議では、様々な点について、それぞれの観点から活発に意見が出され、充実した議論ができました。

参加された高校生の皆さんが成人になるころには、実際に裁判員制度が開始されることとなりますが、今回の模擬裁判での評議の内容をみて、非常に心強く感じました。



(名古屋高等裁判所裁判官 水上周)

裁判所では、裁判員制度をより理解していただくために、今後も模擬裁判等いろいろな行事を開催する予定です。詳しい内容は、最寄りの地方裁判所の総務課広報係又は庶務係にお問い合わせください。
※今後の行事については6ページもご覧ください。

3 ほっとあぐる

弁護士から裁判官へ

私は、今年の6月から名古屋地方裁判所刑事部で裁判官として仕事をしています。裁判官になる前には、検察官、弁護士という二つの別の職業も経験しました。検察官は、たくさんの事件を抱え、限られた時間の中で被疑者を起訴するか釈放するかといった処分を決めたりしなければならぬ職業なので、ドタバタした日々を送っていたように思います。その後福岡県で弁護士業を始めました。自分で仕事や時間をコントロールできるようになり、少し心の余裕が生まれましたが、平均して1日の半分ほどは裁判や法律相談等のため外出していたので、シミが気になる私にとって、暑い夏の日焼けは悩みのたねでした。裁判官の仕事は、検察官や弁護士に比べて受け身と見られがちですが、判決という判断をしなければならず、責任の重さを感じています。



.....

仕事を通して一般の方と接する機会が少なくなったことにさみしさを覚えています。これから始まる裁判員裁判で裁判員の方といろいろとお話できるのを楽しみにしています。裁判官にこんなことを聞くと笑われるのではないかとこの心配はご無用です。私も5月まではそのような思っていた面がありましたが、裁判所で働き始めてその不安は吹き飛びました。

.....

長時間座って仕事をする生活となり、少々腰痛気味ですが、裁判官室の窓から見える名古屋城の豊かな緑に心癒されています。



(名古屋地方裁判所裁判官 寺澤真由美)

4 裁判員制度広報映画のごあんない



STORY

被告人・中原（金剛地武志）と朝倉（伊藤高史）とは学生時代からの親友。ところが、朝倉が被告人の婚約者（大河内奈々子）と関係を持ったことを知った被告人は、ナイフで朝倉にけがを負わせてしまう。この事件で被告人は殺人未遂事件で起訴された。

裁判を担当することになったのは、町工場経営者（小林稔侍）、サラリーマン（中村俊介）ら6人の裁判員と3人の裁判官ら（榎木孝明ら）。

被告人は、被害者に対する殺意はなかったと主張。被害者、婚約者、被告人がそれぞれ法廷で事件のいきさつを語り始めるが、裁判員たちは、その間に、見過ごせない食い違いがあることに気づく。

裁判などこれまで経験したこともない6人の裁判員たちは、それぞれの思いを抱きながら、この事件の評議に参加していく。

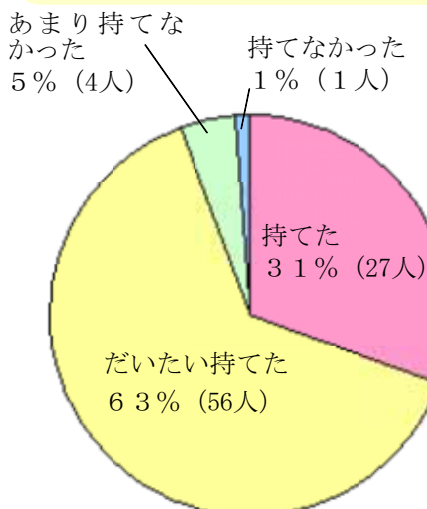
◆あなたも「評議」を観ませんか！

「評議」を観た約9割の方が評議についての具体的なイメージが持てたと答えています。

（8月10日「評議」上映会でのアンケート調査 於名古屋高等裁判所）

（質問）

映画「評議」を観て具体的なイメージが持てましたか。



~~~~~「評議」を観られた方の声~~~~~

・評議に参加するにあたっては、常識人としての感覚が重要視されている気がした。

・人それぞれの見方があることを前提に話せばよいという雰囲気があれば、自分も評議において積極的に意見を述べる事ができると思った。

「評議」のビデオテープ及びDVDは、地方裁判所で貸し出しています。ご希望の方は、最寄りの地方裁判所の総務課にお問い合わせください。また、公立の図書館にも備え置いてありますのでご利用ください。

5 広報行事のご案内

名古屋地方裁判所

「秋の市民講座 in 一宮」

裁判員制度説明会（ビデオ上映，裁判官による解説・質疑応答）

9月25日（月）午後1時30分～午後4時 参加無料・先着80名・会場「一宮商工会議所」

<申込み> 次の事項を明記の上，【ハガキ：〒460-8504名古屋市中区三の丸1-4-1名古屋地方裁判所総務課】又は【FAX：052-211-6187】にご応募ください。

①氏名 ②年齢 ③住所 ④電話番号 ⑤職業 ⑥「9/25裁判員制度市民講座希望」

<問い合わせ> 名古屋地方裁判所総務課（052-203-9092）

津地方裁判所

「法の日週間行事」

次のとおり，法の日週間行事（裁判員制度関連行事）を開催する予定です。

津地裁（059-226-4804）

模擬裁判（10月1日（日））

同伊賀支部（0595-21-0002）

模擬裁判（10月12日（木））

同伊勢支部（0596-28-3135）

裁判員制度説明会（10月3日（火））

岐阜地方裁判所

「裁判員制度出張講義」

裁判官や職員が企業や公民館等に出向き，裁判員制度についての講義を行います。これまでも多数の申込みがあり，約20回開催しています。講義内容などは，岐阜地方裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp/gifu/>）でも紹介しています。是非ご覧ください。

<申込み，問い合わせ> 岐阜地方裁判所総務課（058-262-5121）



福井地方裁判所

「裁判員制度出張説明会」

裁判官や職員が高等学校等へ出向いて裁判員模擬裁判を行ったり，企業へ出向いて裁判員制度の説明を行います。模擬裁判や説明会では，ビデオやパソコンを使用した説明のほか，皆さんの疑問等にお答えします。

<申込み，問い合わせ> 福井地方裁判所総務課（0776-22-5000）

金沢地方，家庭裁判所

「法の日週間行事」

①裁判所見学・法廷傍聴ツアー（金沢地裁） 10月6日（金），10日（火）

裁判員制度広報用映画「評議」上映，刑事裁判傍聴等

申込不要（当日午前9時30分又は午後0時30分集合）

②裁判所オープンデー（金沢地・家裁） 11月11日（土）

法廷の他，普段公開していない施設等の見学。裁判員制度説明

<問い合わせ> 金沢地方裁判所総務課（076-262-4432）

金沢家庭裁判所総務課（076-221-3418）

富山地方裁判所

「裁判員制度出張説明会」

裁判官や職員が企業，大学，公民館等に出向き，裁判員制度についての講義を行っています。申込みは随時受け付けており，平成18年度はこれまでに約10回の講義を実施しています。

<申込み，問い合わせ> 富山地方裁判所総務課（076-421-8183）